



平成 20 年 3 月 14 日

各 位

会社名 T O A 株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉川 隆典
(コード番号 6809 東証・大証第一部)
問合せ先 コンプライアンス部長 山内 延二
(TEL. 078-303-5620)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 3 月 14 日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております。その他の部分につきまして変更はございません。)

記

【内部統制基本方針】

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正および財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および従業員が法令および定款を順守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は「企業倫理規範」を制定する。また、その徹底を図るため、コンプライアンス部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育等を行う。

監査室は、コンプライアンス部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締り役会および監査役会に報告されるものとする。

法令上疑義のある行為等について、従業員が直接通報することができる手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運営する。

反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、文書管理規定により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび安全保障輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインを制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行なうものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は危機管理委員会が行うものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役および従業員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成のために各部門の具体的な目標および会社の権限を分配する。
- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項について事前に取締役によって構成される経営戦略会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- (3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務執行規定で定め、職務分掌規定、権限規定において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細について定めることとする。

5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用する行動指針として、「グループ企業倫理規範」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規定を定めるものとする。経営管理については、グループ会社経営管理基本方針を定め、グループ会社管理規定に従い、当社への決裁・報告制度によるグループ会社経営の管理を行うものとし、必要に応じて内部監査を行うものとする。
- (2) グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査室またはコンプライアンス部に報告するものとする。

監査室またはコンプライアンス部は直ちに取締役会および監査役会に報告するとともに、意見を述べるができるものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、上記使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

監査室は、監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または従業員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役に対して各取締役および必要な従業員からの個別のヒヤリングの機会を設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保および、金融庁より平成 18 年 6 月に公布された金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保する。

以上